

入 札 心 得

(総則)

第1条 令和8年度輸入米の海上輸送中の温湿度データ取得業務に係る入札については、法令等に定めるもののほか、この入札心得による。

(入札)

第2条 入札参加者は、あらかじめ、入札公告、入札説明書、仕様書、契約書（案）及び入札心得（以下これらを総称して「入札公告等」という。）を熟知の上、入札しなければならない。

- 2 入札参加者は、入札書（別紙様式第1号）を、封かんの上、氏名（法人にあつては法人名。以下「氏名等」という。）を記載し、入札公告に示した提出期限までに入札しなければならない。
- 3 入札参加者は、提出期限を過ぎたときは入札することができない。
- 4 入札参加者は、提出した入札書の引換え、変更又は取消しをすることができない。
- 5 入札参加者は、暴力団排除に関する誓約事項（別紙様式第3号）について入札前に確認しなければならない、入札書の提出をもってこれに同意したものとする。

(代理人)

第3条 入札参加者は、代理人によって入札する場合には、入札開始前までに委任状（別紙様式第2号）を入札公告4（1）の場所へ提出しなければならない。

- 2 代理人による入札の場合、代理人は入札書に競争参加者本人の氏名等に加え、代理人であることの表示及び代理人の氏名を記載する。
- 3 入札参加者又は入札参加者の代理人（以下「入札参加者等」という。）は、同一の入札において他の入札参加者の代理をすることができない。

(公正な入札の確保)

第4条 入札参加者等は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）その他の法令に抵触する行為を行ってはならない。

- 2 入札参加者等は、入札に当たっては、他の入札参加者等と入札価格又は入札意思についていかなる相談も行ってはならず、独自に入札価格を決めなければならない。
- 3 入札参加者等は、落札決定前に、他の入札参加者等に対して入札価格を意図的に開示してはならない。

(入札の取りやめ)

第5条 入札参加者等が連合し又は不穏な行動をした場合において、入札を公正に執行することができないと認めるときは、当該入札参加者等を入札に参加させず、入札の執行を延期し又は取りやめることがある。

(入札の無効)

第6条 次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

- (1) 競争入札に参加する資格を有しない者の入札
- (2) 委任状を提出していない者の代理人の入札
- (3) 入札参加者等の記名のない入札
- (4) 入札価格を訂正した入札書による入札書による入札

- (5) 入札に付される事項名又は入札金額が確認できない入札書による入札
- (6) 同一の入札において他人の代理人を兼ねた者、又は2人以上の代理をした者の全ての入札
- (7) 同一事項の入札において入札参加者等が2通以上の入札書を提出した際の当該者の全ての入札
- (8) 暴力団排除に関する誓約事項（別紙様式第3号）について、虚偽又はこれに反する行為が認められた入札
- (9) その他入札に関する条件に違反した入札

（入札方法）

第7条 郵送により入札に参加する場合は、入札執行日前日の午後5時必着とし、封筒等の表面に「令和8年度輸入米の海上輸送中の温湿度データ取得業務入札書在中」と記載し、送付する。また、当該封筒等には、入札参加者等の名称を記載する。

なお、第10条の規定に基づき、再度の入札を希望する場合は、初度の入札書在中の封筒には「1回」と、再度入札の入札書在中の封筒には「2回」と、再々度入札の入札書在中の封筒には「3回」と、再々々度入札の入札書在中の封筒には「4回」と、再々々々度入札の入札書在中の封筒には「5回」と記載した封筒に入れて、それぞれ封かんして提出する。

（開札）

第8条 開札には、原則、入札参加者等の立ち合いは行えないものとし、これに代わって、当該入札事務に関係のない農林水産省農産局の職員を立ち合わせることにする。

（落札者の決定）

第9条 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第79条の規定により作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を契約の相手方とする。

（再度入札）

- 第10条 開札の結果、予定価格の制限に達した価格の応札がないときは、再度入札を行う。
- 2 再度入札に応札することのできる者は、初度入札に応札した者とする。なお、再度入札の結果、落札者がいない場合は、引き続き同様の入札を行う場合がある。
 - 3 必要と認められる回数の入札を実施しても落札者がいない場合又は応札者がいない場合は、入札を終了する。

（同価格の入札）

第11条 落札となるべき同価格の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに入札事務に関係のない農林水産省農産局の職員にくじを引かせて決定する。

（契約の締結）

第12条 落札者は、農林水産省農産局農産政策部貿易業務課から配布された契約書に記名押印の上、落札が決定した日から5日以内に同契約書を同課に提出しなければならない。ただし、同課がやむを得ないと認めるときは、この期間を延長することができる。

（異議の申立て）

第13条 入札参加者等は、入札後、入札公告等についての不知、不明を理由として異議を申し立てることはできない。

令和8年度輸入米の海上輸送中の温湿度データ取得業務入札

入札書

令和 年 月 日

食料安定供給特別会計支出負担行為担当官
農林水産省農産局長 殿

住 所
会 社 名
代 表 者 氏 名
(代 理 人 氏 名)

¥

令和8年度輸入米の海上輸送中の温湿度データ取得業務に要する経費

上記金額のとおり、入札公告等を承諾の上、入札いたします。

- [注意] 1 提出年月日は必ず記入のこと。
- 2 入札金額は、仕様書に規定する請負業務に要する経費を記入すること。
なお、記入に当たっては、入札者は、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。(入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札金額とするため。)
- 3 金額の訂正をしないこと。
- 4 再度入札を考慮して入札書は余分に用意すること。
- 5 代理人氏名を記入する()内は、代理人が入札するときを使用すること。
- 6 用紙は、A4判とする。
- 7 入札に当たっては本様式を使用すること。なお、金額については、日本国通貨とすること。

委 任 状

私は、
を代理人と定め、食料安定供給特別会計支出負担
行為担当官農林水産省農産局長の発注する「令和8年度輸入米の海上輸送中の温湿度
データ取得業務」に係る入札に関し、下記の権限を委任します。

記

入札及び見積りに関する一切の権限

令和 年 月 日

住 所

会 社 名

代 表 者 氏 名

食料安定供給特別会計支出負担行為担当官
農林水産省農産局長 殿

[注意]

用紙は、A4判とする。

暴力団排除に関する誓約事項

当社（個人である場合は私、団体である場合は当団体）は、下記1及び2のいずれにも該当せず、また、将来においても該当しないことを誓約します。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

また、貴省の求めに応じ、当方の役員名簿（有価証券報告書に記載のもの。ただし、有価証券報告書を作成していない場合は、役職名、氏名及び生年月日の一覧表）を警察に提供することについて同意します。

記

1 契約の相手方として不適当な者

- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事その他の経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対し、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、又は関与しているとき
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

2 契約の相手方として不適当な行為をする者

- (1) 暴力的な要求行為を行う者
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為を行う者
- (3) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為を行う者
- (4) 偽計又は威力を用いて契約担当官等の業務を妨害する行為を行う者
- (5) その他前各号に準ずる行為を行う者

上記事項について、入札書の提出をもって誓約します。